

お客様 各位

消費税の改正についてQ & A

平成15年 7月22日
さくら記帳代行センター
センター長 石川 二郎

拝啓 盛夏の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成15年度の税制改正に付きまして、個別に様々な質問をいただいております。

今回は、それらの質問とその回答をまとめましたので、ご連絡申し上げます。皆様方のお役に立てば幸いです。

末筆ながら貴社のますますのご清祥を心よりお祈り申し上げます。

敬具

消費税の課税期間と課税標準

< Q 1 > 当社の年間売上は2,000万円程度です。今までは免税でしたが、いつから消費税の納付が始まるのですか？ 当社は9月決算です。

< A 1 > 改正法の施行は平成16年4月以降に始まる期から適用されますので、御社の場合には平成16年10月から始まる期から適用になります。
従いまして消費税の納税は、平成17年9月の決算時点から始まります。
(対象期間・課税期間等の詳細は< Q 6 >の後の一覧表をご参照ください。)

< Q 2 > < Q 1 >と同じ会社ですが、平成16年10月から始まる期(平成17年9月の決算)の年間売上が1,000万円を超えていると消費税の納税義務が発生するのですか？

< A 2 > いいえ違います。
消費税の納税義務があるかどうかは、2期前の年間売上が基準となります。
御社の場合には平成14年10月~15年9月の期の年間売上が1,000万円を超えていると平成16年10月から始まる期(平成17年9月の決算)の納税義務が発生します。

< Q 3 > < Q 1 >と同じ会社ですが、改正法の適用となる平成16年10月から始まる期(平成17年9月の決算)の年間売上が1,000万円を下回っていれば、消

費税は納めなくてすむのですか？

< A 3 > いいえ違います。

< Q 2 > で説明したように、消費税の納税義務があるかどうかは、2 期前の年間売上が基準となりまして、当該年度の売上が 1,000 万円を下回っていても、2 期前が上回ってれば消費税を納税しなければなりません。

「消費税を納税する義務があるかどうか」は、すべて 2 期前の売上で決まります。

< Q 4 > < Q 1 > と同じ会社ですが、改正法の適用となる平成 16 年 10 月から始まる期（平成 17 年 9 月の決算）の消費税の納税額は、その期の決算内容（売上や経費など）から算出されるのですか？

< A 4 > その通りです。

消費税の納税額は、その年度の決算内容から決まります。

2 期前の売上が関係するのは、あくまでも「納税義務があるかないか」の判断基準となるだけです。

< Q 5 > （上記とは別の会社です）今まで個人事業でやってきましたが、この度、法人に組織を変更することになりました。

この場合の消費税の基準は、2 年前の個人事業の年間売上が基準となるのでしょうか？

< A 5 > いいえ違います。

新規に法人を設立し、個人の事業をそれに譲渡した場合には、個人のときの売上に関係なく、当初 2 期は、以下の基準で消費税が課税かどうか決定されます。

資本金が 1,000 万円未満 = 売上に関わらず当初 2 期は消費税は免税です。

資本金が 1,000 万円以上 = 売上に関わらず当初 2 期は消費税は課税です。

3 期目からは、2 期前の年間課税売上高が基準となります。

< Q 6 > 個人事業者なのでこの 15 年の売上が 17 年に消費税が課税となるかどうかの基準となるのですが、1,000 万円ぎりぎりの売上となりそうです。

誰かから「1,050 万円未満なら免税になれる」と聞いたのですが…

< A 6 > 残念ながら今まで免税業者でしたら、売上はすべて課税売上となりますの

で、1,050万円未満でも1,000万円を超えていれば課税業対象となります。
(売上が1,000万円ちょうどのときは免税となります)

因みに、もともと課税業者である場合には、1,050万円の内50万円は消費税となりますので、課税売上は1,000万円となり免税業者になります。

以下の例をご参照ください。

【年間売上高が1,040万円である場合の例】

もともと免税業者の場合・・・1,040万円すべてが課税売上ですので、
2期後は「課税業者」となります。

もともと課税業者の場合・・・1,040万円の内、課税売上が約990万円、
消費税が約50万円となりますので、2期後は「免税業者」となります。

つまり同じ1,040万円の売上でも、もともと免税であるか課税であるか
によって2期後が課税になるか免税になるかが変わります。

従って、毎年1,040万円の売上が変わらないとすると1年ごとに、課税、
免税、課税、免税・・・と繰り返すこととなります。

-----【参考：消費税の改正法の適用と基準期間について】-----

<個人事業者>

決算期	改正法の適用開始期間	左記の納税義務等の基準期間
12月決算	平成17年1月～17年12月	平成15年1月～15年12月

<法人事業者>

決算期	改正法の適用開始期間	左記の納税義務等の基準期間
3月決算	平成16年4月～17年3月	平成14年4月～15年3月
4月決算	平成16年5月～17年4月	平成14年5月～15年4月
5月決算	平成16年6月～17年5月	平成14年6月～15年5月
6月決算	平成16年7月～17年6月	平成14年7月～15年6月
7月決算	平成16年8月～17年7月	平成14年8月～15年7月
8月決算	平成16年9月～17年8月	平成14年9月～15年8月
9月決算	平成16年10月～17年9月	平成14年10月～15年9月
10月決算	平成16年11月～17年10月	平成14年11月～15年10月

1 1月決算	平成16年12月～17年11月	平成14年12月～15年11月
1 2月決算	平成17年1月～17年12月	平成15年1月～15年12月
1月決算	平成17年2月～18年1月	平成15年2月～16年1月
2月決算	平成17年3月～18年2月	平成15年3月～16年2月

簡易課税について

< Q 7 > < Q 1 >と同じ会社ですが、年間売上が2,000万円程度なので「簡易課税」を選択できると聞いたのですが、可能でしょうか？

< A 7 > 可能です。

改正法では簡易課税の適用上限を年間売上5,000万円（改正前は2億円）としました。

御社の場合は、5,000万円以下なので簡易課税を選択できます。

なお、この場合「簡易課税を選択できるかどうか」は、やはり2期前の年間売上が基準となります。（上記の表をご参照ください）

< Q 8 > 簡易課税を選択する場合、注意することはありますか？

< A 8 > 簡易課税を選択する場合には「簡易課税の選択届」を提出する必要があります。（提出しないと自動的に「一般（本則課税）課税」になります）

また、一度「簡易課税の選択届」を出すと、最低2年は簡易課税を選択する必要があります。

なお、状況によっては一般（本則課税）課税の方が納税額が少なくなる可能性もありますので、前もって十分に検討する必要があります。

< Q 9 > 簡易課税の場合の消費税の納税額の計算を教えてください。

< A 9 > 簡易課税とは、仕入れや経費などの支払う方の消費税は考慮せずに年間売上だけで消費税額を決める方法です。

年間売上にかかる税率は業種によって変わります。

簡易課税では業種を「第1種」から「第5種」に分け、それぞれで税率を変えています。業種の区分と税率は以下の通りです。

事業区分	消費税の税率	該当する事業
------	--------	--------

第一種事業	0.5%	卸売業（他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業）をいいます。
第二種事業	1.0%	小売業（他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの）をいいます。
第三種事業	1.5%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業、第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます
第四種事業	2.0%	第一種事業、第二種事業、第三種事業及び第五種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店業、金融・保険業などです。 なお、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業となります。
第五種事業	2.5%	不動産業、運輸通信業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除きます。

【サービス業のA社の例】 年間課税売上2,000万円の場合

サービス業で簡易課税を選択すると、年間課税売上の2.5%を消費税として納税することになります。

この例の場合、納税額は2,000万円×2.5%で、50万円となります。売上が同じ2,000万円でも卸売業（第1種）では10万円になります。

一般（本則）課税について

< Q10 > 一般（本則）課税の場合の消費税の計算方法を教えてください。

< A 10 > 一般（本則）課税の場合は、納税額は以下の計算になります。

$$\text{一般（本則）課税の納税額} = \text{売上にかかる消費税} - \text{経費にかかる消費税}$$

「売上にかかる消費税」は、正確には「課税売上高の5%」なのですが、大雑把な計算では単純に売上の5%と考えてよいと思います。

ただし、非課税の売上（受取利息・配当金や輸出売上、住居用の賃貸収入、還付税金など）は含みません。

逆にリベートなどの雑収入は課税対象となります。

「仕入・経費にかかる消費税」は、支払う方の消費税で給与や租税公課、支払利息などの消費税がかからないもの以外の合計の5%と考えればよいと思います。

なお人件費でも、給与（役員報酬を含む）は非課税ですが、外注者に支払う費用は課税です。

一般（本則）課税では、この差額を、決算時に納税するわけです。

< Q 11 > 仕入の相手企業が免税業者なのですが、そこへの支払いは消費税を含まないと考えるのでしょうか？

< A 11 > いいえ違います。

例えば支払い先が免税業者なので、「消費税なしで1万円ちょうどでいいよ」と言われても、払う側は「1万円に消費税が含まれている」と考えてよいことになっています。

（この場合ですと、本体価格9,524円+消費税476円となります）

< Q 12 > 我が社は年間売上が5,000万円を超えているので、一般（本則）課税になりますが、特に経費の中で消費税の非課税のものがよくわかりません。

< A 12 > その取引が、消費税が課税なのか免税なのかを判断するのは、なかなか難しいものがあります。

まず、消費税の課税対象は国内取引と輸入に限定されますので、海外の取引は課税対象となりません。（不課税といいます）

海外の取引には「輸入許可前の輸入物」や「輸出許可後の輸出物」も含まれます。

次に、海外との競争力維持のため、輸出売上にも消費税はかかりません。

（これは輸出免税といいます）

さらにその取引の性質から消費税の課税がふさわしくないものや、政策と

して消費税の課税を避けているものがあります。(非課税といいます)
非課税の取引には、以下のようなものがあります。

1)	土地の譲渡や貸付け 土地には借地権などの土地の上に存する権利が含まれます。なお土地の一時的な貸付け又は不動産の仲介手数料などは非課税となりません。
2)	住宅の貸付け 住宅用の建物であっても居住用以外の目的で賃貸する場合や1か月未満の貸付けなどは非課税になりません。
3)	国債や株券などの有価証券、登録債、合名会社などの出資者の持分、 抵当証券や金銭債権等の譲渡
4)	銀行券、政府紙幣、小額紙幣や硬貨など支払手段の譲渡 収集品などは非課税になりません。
5)	預貯金や貸付金の利子、信用保証料、合同運用信託又は公社債投資信託の信託報酬、保険料、保険料に類する共済掛金など
6)	郵便局等が行う郵便切手類又は印紙の譲渡及び地方公共団体等が行う証紙の譲渡 * 切手については使用時に消費税の対象となりますので、使用する目的で購入した場合は、課税と考えてOKです。 なお、他人に譲渡するような場合は非課税と考えます。
7)	外国郵便為替、外国郵便振替業務及び外国為替取引のサービスの対価
8)	商品券やビール券などの物品切手等の譲渡 * 上記の金券は購入時には非課税となりますが、使用時に購入物品に課税されます。つまり金券のまま他人に譲渡する場合には非課税ですが、金券を使用して物品を購入した場合には購入時に消費税が発生します。
9)	国、地方公共団体、公共法人、公益法人等が法令に基づいて徴収する手数料収入など
10)	社会保険医療の対価 代表的なものは健康保険、国民健康保険などによる医療、労災保険、自賠責の対象となる医療です。 ただし、美容整形や差額ベッドなどの料金は非課税になりません。 なお、社会保険医療の一環として病院等から給付される医薬品は非課税ですが、市販されている医薬品は非課税になりません。
11)	お産費用 医師、助産婦等による妊娠検査、検診、入院、分娩の介助、出産後の回復検診などの費用がこれに当たります。

12)	介護保険サービスの対価 介護保険法の規定に基づき、保険給付の対象となる居宅サービス又は施設サービスなどです。 ただし、サービス利用者の選定による特別な居室の提供や送迎などは、非課税とはなりません。
13)	社会福祉事業のサービスの対価 社会福祉法第2条に規定する一種と二種の社会福祉事業等のサービスの対価です。児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法のホームヘルパー、デイサービス、ショートステイなどがこれに当たります。
14)	学校教育法に規定する学校、専修学校のほか、修業年限が1年以上と なっているなど一定の要件に該当する各種学校等の授業料、入学検定料、 入学金、施設設備費や学籍証明等手数料
15)	学校教育法に規定する教科用図書、いわゆる検定済教科書の譲渡
16)	埋葬料や火葬料
17)	一定の身体障害者用物品の譲渡や貸付け 義肢、盲人安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いす、改造自動車 などの身体障害者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負、一定の身体障害 者用物品の修理がこれに当たります。

< Q13 > 一般（本則）課税なので、消費税の計算をするために会計ソフトを使おうと思
うのですが…

< A13 > ある程度会計知識のある方なら会計ソフトを使うことは可能と思いますが、
上記のように消費税の問題はなかなか難しく、プロでも迷うことがあります
ので、十分な注意が必要です。税法をよく勉強しましょう。

なお、会計ソフトでの消費税の設定は初心者には「内税の税抜き」方式が
やりやすいと思います。

その他のQ & A

< Q14 > 平成16年4月からは「総額表示方式」が義務付けられると聞きましたが…

< A14 > その通りです。

ただし、これは消費者に対しての表示で、事業者に対しては従来通りの方
式でかまいません。

「総額表示方式」とは簡単に言うと「税込みで表示しなさい」ということです。

例えば 10,000 円の商品に消費税 500 円を乗せて、10,500 円で消費者へ販売する場合の表示の是非は以下のようになります。

消費者に対する表示で のもの	消費者に対する表示で × のもの
10,500 円 (税込み)	10,000 円 (別途消費税)
10,500 円 (内消費税 500 円)	10,000 円 (別途消費税 500 円)
10,500 円 (本体 10,000 円、消費税 500 円)	10,000 円 (+ 消費税 500 円)
* 「10,500 円」だけでも OK です。 (自動的に「税込」となります)	* とにかく 10,500 円という表示が なければダメです。